

売却区分番号	東京局3469-12		
見積価額	¥170,000	公売保証金	¥20,000
財産の表示	<p>1 商標権</p> <p>商標登録 第6392298号</p> <p>登録年月日 令和3年5月21日</p> <p>区分の数 2</p> <p>商品及び役務の区分 第3類</p> <p>指定商品 口臭用消臭剤、動物用防臭剤、せっけん類、香料入りせっけん、歯磨き、化粧品、香水、香料用及び香水用油、スキンオイル、マッサージ用オイル、植物由来の化粧品、芳香化粧品、美容用精油、香料、アロマオイル、エッセンシャルオイル、精油及び芳香油、精油からなる食品香料、薫料、芳香剤、液状の薫料、つけづめ、つけまつ毛</p> <p>商品及び役務の区分 第5類</p> <p>指定商品 薬剤、栄養補給剤、医療用の植物エキス及び薬草エキス、医療用チンキ剤、医療用化粧水、医療用油、サプリメント、カンナビジオール（CBD）を含有する栄養補助食品、栄養補助食品、美容効果を有する栄養補助食品、食餌療法用飲料、食餌療法用食品、カンナビジオール（CBD）を含有する食餌療法用食品、乳幼児用飲料、乳幼児用食品</p> <p style="text-align: right;">以上商標登録原簿による表示</p>		
特記事項	<p>移転登録料（登録免許税3万円）は、買受人が負担することとなります。</p> <p>商標権移転登録申請後でなければ、存続期間の更新登録申請及び登録料の納付はできません。</p> <p>存続期間満了日その他の情報は、独立行政法人工業所有権情報・研修館が提供する「特許情報プラットフォーム」を参照してください。</p> <p>公売財産については、消費税法施行令第70条の12第5項の規定に基づき、買受人の求めに応じて、東京国税局が適格請求書を交付します。なお、「適格請求書交付対象買受代金（税込）」は、買受申込価額に「見積価額に占める課税資産の価額の割合（以下、「課税資産価額割合」といいます。）」及び「事業と家事の用途に共通して使用する対象物件の事業としての部分の割合（以下「事業専用割合」といいます。）」を乗じて算出します。</p> <p>課税資産価額割合 100%</p> <p>事業専用割合 100%</p>		
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る買受申込価額をもって行います。		
留意事項	<p>この財産は、「インターネット公売による期間競り売りの方法」により公売されます。</p> <p>その他の公売条件等は、公売公告別紙を参照してください。</p> <p>売却区分番号内に複数の財産（財産が一つで所有者を異にする場合を含む。）があるものについては、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行います。</p>		

